

2022年9月13日

社会的養護・養育に関連する指摘事項

早稲田大学人間科学学術院

上鹿渡和宏

2020年度から実践が始まっている都道府県社会的養育推進計画では里親委託率の向上が特に注目され、必要なフォスタリング機関の整備やそれに合わせた施設の多機能化等が具体的に検討され取り組みが進められている。しかし、「もっと前に親を助けて欲しかった」という里親養育のもとにある子どもの言葉通り、代替養育における家庭養護への移行だけでは不十分である。家庭養育優先原則の下、すでにある社会的養護を前提として、可能な予防（家族維持や家族再構築等）を考えるのではなく、必要とされている予防を実現するために、新たな社会的養護・社会的養育サービスを考える必要がある。欧米諸国からは数十年遅れて施設養護から家庭養育への移行が始まった日本であればこそ構築可能なシステムや取り組みがあると考えられる。

こども政策の推進に係る有識者会議報告書に記された「38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位」というユニセフの調査結果は、これまで「子どものために」と大人が考え尽力してきたことが、子どもにとって必ずしも良い状況につながっていない可能性を示している。少子化が改善されない要因の一つとして、子どもにとっての状況（Well-being）が改善していないことも挙げられる。

こども基本法が成立し、こども家庭庁が創設され、国を挙げて「子どものために」取り組もうとしているこの重要な時期に、これまで特に社会的養護・養育の領域で実現しきれなかった以下について整備し、取り組み、最も困難な状況に置かれている子どもの Well-being を改善する必要がある。

- ① 子どもの声・意見を聴き、法制度や施策・計画づくりに反映させること
- ② 制度・施策が子どもの権利に資するものであることを継続的に点検し、スピード感をもって子どもの権利保障を行うこと
- ③ 計画に沿って実践した成果を客観的に評価し反映させること（PDCAサイクルの運用）
- ④ 継続的に施策と実践を連動させていくために、新たな取り組みに必要なプログラムやサポート、機関・組織へのコンサルテーション、自治体担当や民間機関など関係者のネットワーク形成と維持
- ⑤ 継続して責任をもって実践できる子どもソーシャルワーク専門資格と職場・雇用機会の確保
- ⑥ 実現するための十分な予算
- ⑦ より多くの国民が最も困難な状況に置かれている子どもについて知り「自分が子どもであったら、自分が子どもの親であったら」と考え、課題解決の必要性和有用性を理解するよう促し続けること

昨年度委員会報告書には今後必要とされる多くの事項が示されている。実践が展開される中でさらに必要なことが判明し、当初の想定とは異なる進捗により子どもの最善の利益保障のため計画や取り組みを変更する必要も生じると考えられる。これに対応し成果を得るには以下の役割を担う機関が必要である。

- (A) 子どもの声を聴き反映させるシステムとその確実な実施を担保する独立した監視機関
- (B) 関係各機関の実践について客観的な評価や調査を実施するための独立した評価機関
- (C) 中立的な立場で継続的に実践展開や施策を連動させ改善を進めるための調査研究機関（他領域の専門家や研究者等で組織される大学研究機関やこの分野に特化した民間シンクタンクなど）

特に④や（C）に関連した研究機関としての取り組みについては、2020年に創設された早稲田大学社会的養育研究所に関する別添資料の説明を参照いただきたい。

家庭養育優先原則に基づく新しい社会的養育体制を構築するために必要と考えられる事項、主に昨年度報告書に記載されていない事項や、記載があっても補足が必要と考えた事項について以下に挙げる。¹

（１）子どもの権利擁護

1) 独立した子どもアドボケイトの必置と質の担保

子どもの意見表明支援を法定義務とし、意見表明形成及び支援を行う独立した子どもアドボケイトの各自治体への必置とその質の担保を実現する。

2) 国、地方自治体における当事者参画の明記

社会的養護・社会的養育に関する全ての事項に関して、社会的養護経験者等当事者の声なしに決定をしないよう明文化する。

3) 国レベルの監視機関の創設

子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視する国レベルの機関（例えば英国の子どもコミッショナーのような）を創設する。子どもの代弁者として子どもの権利擁護の促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うなど、国や自治体のシステム全体に働きかける機能が必要。省庁横断的に、国レベルの権利擁護機関について、検討を進める必要がある。

（２）実践の評価・改善の取り組みと評価機関

1) 評価と改善のサイクル（PDCAサイクル）の構築

児童相談所や一時保護所、施設等の運営等について点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させるため、都道府県等や国において中立的・専門的に評価を行う体制や組織が必要。令和6年度より運用開始予定の里親支援センターについて、その評価方法を英国のオフステッドや既存の第三者評価の方法を参考に、早稲田大学社会的養育研究所で検討し今年度試行を予定しているが、この機会に児童相談所、一時保護所、施設、民間養子縁組あっせん機関等も合わせて、独立した評価機関の創設（例えばオフステッドのような）を国として検討すべきである。

¹ 2016年と2022年の改正児童福祉法、新しい社会的養育ビジョン、都道府県社会的養育推進計画策定要領、2021年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書、第35回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会委員提出資料（社会的養護経験者からの意見）、子どもの家庭養育推進官民協議会による「家庭養育優先原則を迅速かつ確実に実現するための提言」、全国家庭養護推進ネットワーク幹事会による「社会的養護と家庭支援の連携と協働について（要望書）」にある記載、指摘事項をもとに、2016年以降の自治体・民間機関との取り組みや2020年以降の社会的養育推進計画の実践を通して必要と考えた事項をまとめた（上記資料からの抜粋もあり）。その際、特に「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」に示されていない事項、取り組みが未だ不十分で更に取り組みが必要と考えられる事項について、子どもの最善の利益を保障する他国の方法や実践、関係者の意見も参考に本文記載のとおりまとめた。

(3) 都道府県社会的養育推進計画の実践にあたって

1) 新しい社会的養育体制を構築するために個別職員だけでなく機関・組織としても学び変わる

自治体や民間機関の担当者が個別に研修を受けるだけでなく、機関、組織として継続的にコンサルテーションを受け、新たな役割を確実に実施できるよう促す仕組みを作り、同様に取り組み機関や組織とのネットワーク構築により互いに補う。先進的な自治体や民間機関を入れたネットワークの中でコーディネートを担当する機関があれば可能（現在、社会的養育研究所が試験的に実施）。

2) 継続的に施策と実践を連動させていくための新たな取り組みに必要なプログラムやサポート

新しい社会的養育体制のもとで、子どもの安全とパーマネンシーを保障し、子ども・家庭の Well-being の向上を実現するためには、自治体、民間機関、社会的養護施設等の担当者が新たなサービスやプログラム等に取り組む必要がある。これらのサービスやプログラムを実践できるためには、サービスやプログラムの開発とその効果判定を行う研究機関と、それらのサービスやプログラムを実施できるよう十分なサポートを提供する研修機関、双方のいっそうの充実・強化と連携協力体制が必要である。（現在、このような研究機能を有する機関として、社会的養育研究所があり、また、公的な研修機関としては、子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかしがある）。

3) 2022 年改正児童福祉法の内容を踏まえた新たな都道府県社会的養育推進計画の実施・評価・改善

里親委託率だけではなく、家庭復帰や特別養子縁組などのパーマネンシー保障を評価する指標や、再通告率や再保護率、一時保護委託による里親の活用等を評価する多角的な指標を設定し、P D C A サイクルを回し改善を継続し子どもの最善の利益を保障する。実施状況の継続的な実態把握・分析、また対応困難なことについては相談できる仕組み、また制度自体の課題についても提言できる仕組み（国と自治体がともに新たな社会的養育体制を構築していくイメージ）が必要である。そこに子どもの意見も反映されていることを前提とする。

(4) 子ども家庭ソーシャルワークの専門資格のさらなる検討

1) 子ども家庭支援専門人材の養成と確保・強化

2022 年改正児童福祉法では、認定資格の施行後 2 年を目途に検討予定の国家資格も含めた資格のあり方について検討し必要な措置を講ずるとされている。この議論に向けた海外の状況や実際に必要とされている専門性や経験についての情報収集、十分な議論による論点整理が必要である。2016 年、2022 年の児童福祉法における重要な改正や今般のこども基本法成立、こども家庭庁創設を経て、これまでの体制や枠組みに縛られることなく、子どものニーズ、Well-being を第一に考えた課題解決に必要な専門性や社会的立場を実現できる専門資格（必要であれば国家資格化も視野に）や新たに安定した継続的な雇用、職場の創設も同時に検討すべきである。これまでも長い時間をかけて議論が続けられてきたが、認定資格施行後 2 年を目途に実施される次の検討は今後の日本の子ども家庭福祉の発展にとって大きな影響を及ぼし続けることを理解し十分な準備を進めておくべきである。

(5) 個々の項目への指摘事項

1) 新たな社会的養育体制への移行を実現する常勤専属担当者や法改正で必要度の高まる弁護士の子童相談所必置（いずれも福岡市の取り組みを参照）

社会的養護を必要とする子どもにまず実親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマネンシー（永続的な家庭）保障を目標とする。遺棄児や予期しない若年妊娠等で、支援があっても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する。これらを実現するため常勤専属の担当者を児童相談所に配置する。また、一時保護や特別養子縁組の申し立て等に必要となる児童相談所の弁護士配置について原則常勤化する。社会的養護と家庭裁判所審判ケースの全ての子どもに公費で弁護士をつけることも検討する。

2) 家庭支援に関連する地域資源の開発とマネジメント機能の改善

今後、市町村による要支援児童等への在宅支援メニューの積極的提供が必要とされる。社会的養護に関連する各種事業を実施している団体や家庭支援の取組に関心を有する団体に一層の取組を促すことで、地域内の社会資源の拡充を図る。同時に、それらを活用し子どもの最善の利益を実現するため、ケースマネジメントの改善も必要。また、全ての要保護児童・要支援児童・特定妊婦に対して、十分なケースマネジメントが実行でき確実に支援が届くためには、市町村の担当者一人当たりの担当件数を明らかにし、それに応じた職員配置を可能にするような予算措置を行うべきである。

3) 保育所の拠点化

共働き家庭が増加していること、家庭機能の低下があることなどから、保育所でアタッチメント形成までも含めた養育が必要な子どもも増加し、保育所が子どもにとって非常に重要な育ちの場となっている。現在の保育士の配置では一人一人の子どもの養育に対応できない。国際的にみても、対子どもの保育士数は日本は極端に少ない。対子どもの保育士数を増加させるとともに、要保護・要支援児童に対応している保育所への加配を検討する。また、保育所はすべての子育て家庭にとって敷居が低くアクセスしやすい社会資源であることから、保育所に前述の子ども家庭ソーシャルワーカーを配置し、通所している子どもたちだけではなく、地域のすべての子ども子育て家庭に対するソーシャルワークの拠点とする。

4) ハイリスク妊婦等への対応

通常の妊娠相談とは別に妊娠葛藤相談窓口を全国に設置。各地域における迅速で確実な対応を保障するネットワークを形成し維持するにあたっては、社会的養護領域における施設（乳児院や母子生活支援施設など）多機能化の推進や、予定されているこども家庭センターも合わせた実践展開を検討する。また、こども家庭センターでは、妊娠期や産後の母子および家族の面接を義務化し、ハイリスク家庭を特定し支援につなげる実践を検討する。

5) 特別養子縁組推進に向けた改善

- 子どもの出自を知る権利を保障し、不適切な国際養子縁組を防ぐため、民間養子縁組団体のデータを一元的に管理し、国際養子縁組の可否を判断するとともに、養子が出自を知るための支援やカウ

ンセリングを提供できる中央養子縁組機関を創設するなど、法制度化を進めるべきである。なお、内密出産制度については、これらの出自を知る権利の法制度化の検討が不可欠である。

- 養子となる子どもの年齢に関係なく、特別養子縁組を前提とした養育が始まってから1年間は育児休暇を取得できるよう法改正する。
- 親子再統合が困難と考えられる場合に特別養子縁組・養子縁組による「永続的な解決」へと移行していく、早期パーマネンシー保障の発想と実践が全国の児童相談所で実践できるよう、上述の研修センター等において、児童相談所長や担当者対象のパーマネンシー保障のための研修等を行う。
- 養子縁組家庭への中長期的な支援体制の整備などの社会的基盤づくりに向けた財政措置や児童相談所及び民間機関同士のネットワーク形成を推進し民間機関による安定した取組を促すことで、縁組成立後の支援を強化する。現在、養子縁組成立後は一般家庭と同様の扱いとなるが、養子縁組成立後も児童相談所に登録を残し支援を受けやすくする制度などを検討する。

6) 里親等委託率、国の目標達成に向けた動き

都道府県社会的養育推進計画策定要領に示された国の目標値である乳幼児里親委託率の達成が進んでおらず自治体間格差も大きい。国として目標を達成すべく、この自治体間格差を改善し、より多くの自治体で家庭養育優先原則に基づく社会的養育体制構築をできる限り早期に子どもの最善の利益を保障する形で、実現する必要がある。2021年に乳幼児里親等委託率87.5%に達した福岡市においては、里親委託率向上を目指すにあたって、分子（里親委託数）の増加だけでなく、分母の適正化（家族維持・再構築、親族委託、養子縁組等）を優先し同時に進めることで、結果的に里親委託率を向上させている。パーマネンシー保障の考えからすると里親委託率における目標達成はこの形でなされるべきであり、全ての自治体関係者に周知すべき内容と考える。周知する方法としては、上述の研修センター等において、児童相談所長や担当者対象の社会的養育推進のための研修等を行う。

7) 新たな社会的養育体制構築にあたって里親制度及びファミリーホームを見直す

- フォスタリング機関の創設とその拡大については2022年の法改正で義務的経費での運用とされたことで財政的側面の課題については解決への見通しが持てたが、人材育成・確保については課題が残っている。現時点では国から民間への委託による短期間の入門的研修があるものの、他は民間機関によるものである。国としてこの領域の人材養成と、機関が力をつけるために必要な組織的なコンサルテーション等のサポート体制、またこれら新しい機関の全てが参加可能なネットワーク構築（全国協議会のような）を慎重に進める必要がある。
- 「新しい社会的養育ビジョン」において、ケアニーズの内容や程度による加算制度の導入、専門里親制度の見直し、ショートステイ里親、一時保護里親類型が必要とされた。また、親子里親や医療的ケア児や対応困難な子どもを対象に一定の専門性を有した養育者が養育に専念して行う里親も考えられるとしている。このような多様な新しい里親類型の創設、それに伴う里親の名称変更も提言されていたがそのままとなっていた。2024年度からフォスタリング機関が里親支援センターとなっていくこの時期に、里親制度やファミリーホーム制度を総合的に見直す必要がある。ファミリーホームの定員を原則4人とした上で4～6人の子どもの委託を可能とすることも含む。

- 里親制度の普及、里親子間の愛着関係の形成及び子どもの心身の健全な発達のため、子どもの年齢に応じて、里親が正式な受託に至る前のマッチングの期間中も含めて、一定期間、柔軟に休業できる制度や、子どもの状況に応じて必要であれば保育所も利用可能にするなど共働き家庭も里親を担えるようなサポート体制の構築を検討する。
- これまで少なかった里親委託中の子どもと実親との面会交流のサポート体制・制度の構築、適切な親子再統合を進める体制・制度の構築も必要である。
- 家庭復帰により里親委託が終了した後も、里親がショートステイ先となりその利用を徐々に減らしたり、家庭復帰後も必要な期間は週1－2日程度里親宅でのショートステイを利用したり等、再統合後の子どもと家族を同じ里親が引き続き支援できるようにする。さらに、その里親家庭が子どもの学校区にある場合、子どもにとっては突然親子分離され見知らぬ里親家庭に委託されてしまう状況を回避でき転校もせず済む。このように地域にショートステイ可能な里親がいることで、ショートステイ、一時保護、措置に至る子どもにとっての環境変化が最小限に抑えられる可能性がある。予防対応から措置、措置から家庭復帰の過程で生じる子どもにとっての大きな変化をできる限り和らげられるような制度の運用、もしくはこれら全てを委託措置として柔軟に対応できる制度改革が必要である。

8) 児童福祉施設の多機能化・高機能化

- 児童福祉法に示された家庭養育優先原則に基づく新しい社会的養育の体制を構築するために必要な地域の社会資源として乳児院や児童養護施設等の多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、高機能化が確実に進められるよう予算確保や人材養成をさらに進める。特に里親支援センターや児童家庭支援センターについては、安定的に運営でき、質の良いサービスを提供できるよう十分な予算措置を講ずる必要がある。また、妊産婦の居場所が不足しており、産前産後の母子施設や親子里親などの法定化や予算確保の整備を進める。
- 乳児院等の施設が多機能化に取り組むにあたっては、フォスタリング業務に留まらず在宅支援等の新たな機能を担うための職員再トレーニングや新たな人材確保・育成が必要であり、研修に加えて機関としてコンサルテーションを受けられるよう体制を整備する。
- 通常の代替養育を里親が担うことを推進するとともに、養育上の問題での傷つきなどで行動に著明な問題を持つ子どものケアを行える重装備の施設を構築する。
- 国は2016年改正児童福祉法に示された家庭養育優先原則に基づき、都道府県・児童相談所に対して乳幼児の家庭養育実施体制を整えながら、以下①～③を守るよう明示し、これに取り組む自治体や民間機関をサポートする。

① 親子分離の必要な乳幼児の委託先確保のために従来型の乳児院を新設せず、里親を開拓する²

② 施設入所期間の明確な上限を定めて乳幼児の長期施設養育はしない。支援計画や交流計画を数ヶ

² 全国の乳児院の数は、家庭養育優先原則が明示された2016年児童福祉法改正以降の4年間でも、2016年3月末の138か所（定員3,895人）から2020年3月末の144か所（定員3,906人）と増加している。

月ごとに見直し、パーマネンシー保障について検討する³。

- ③ 子どもにとって特に必要な場合を除いて、長期施設養育の可能性を高める児童養護施設等への措置変更はしない⁴。

9) 養育上の問題を持った子どもの継続的治療・ケアを行う場の創設

虐待等で傷ついた子どもの治療・ケアが継続的になされていないことで、死亡事例にみられるように、虐待の世代間連鎖が続いている。代替養育・在宅支援において、子ども（と家族）の治療・ケアを行うためのセンターを各地に創設する必要がある。上記の重装備の施設や心理治療施設がその任を負うことも検討する。

10) 自立支援における改善、自治体間格差の是正

社会的養護自立支援拠点事業を補助事業から必置・義務的経費とし、措置解除後数年間は手厚い支援を実施する。支援対象を社会的養護経験者だけでなく、成育歴や家庭環境に課題を抱えたまま成長してきた子ども、若者全体に広げ支援できる制度とする。自治体間の移動がある場合も支援継続を保障する。また、措置解除後の状況を継続して把握するため、ケアリーバー調査を国や都道府県の責任で定期的、継続的に実施する。

11) 被措置児童等虐待への対応

- これまでの予防、早期発見の取り組みに加えて、意見・意向表明支援について、意見・意向表明支援員が一時保護所や施設、里親を訪問するなどし、子どもの処遇改善や置かれている状況について把

³厚生労働省「里親委託ガイドライン」には、乳幼児のやむを得ない施設入所について、「日から週単位、長くとも数ヶ月以内」と記されているが、2018年2月1日現在、乳児院での平均在所期間は1.4年と「数ヶ月」を超えており、5年前の前回調査時の1.2年と比較しても長期化している。

⁴ 本文(5)の6)で示した乳幼児里親等委託率87.5%に達した福岡市においてこれが実践された。これに取り組んだ福井充氏による論文（「パーマネンシー保障に向けた児童相談所の実践結果の検討－援助プロセスと退所統計の変化にみる成果と課題－」『ソーシャルワーク学会誌』第43号15-27 2021）に以下のように記されている。「児童養護施設入所時の目標が家庭復帰であったとしても、概ね3年以上在所すると、多くはパーマネンシーゴールへの移行なく家族交流が希薄なまま年齢到達まで長期入所となる傾向があると考えられ、乳児院からの入所児童は在所長期化の傾向があることから、以下の方針が設定された。また、里親養育への移行も、里親家庭での安定したアタッチメント形成が子どもと心理的親（実親等）との関係の維持や構築、良好な親子交流の促進に役立つと考えられることから、パーマネンシーゴールへの移行過程の一つとして支援方針に含められた。i) 乳児院在所児童の家庭復帰、親族養育、特別養子縁組あるいは里親養育への移行を重視し、特に必要な場合を除いて児童養護施設への移行は行わない。ii) 施設入所直後から家族参画により目標、支援計画、交流計画を立てて交流を促進し、一定期間内（最低でも乳児院は数か月毎、児童養護施設は6か月毎）に再検討する。iii) 親族調査や親族交流、里親委託調整を並行し、家庭復帰困難で長期入所が見込まれる場合は、子どもの意向に応じて親族養育あるいは里親への移行を遅滞なく支援する。（pp.17-18.）」

握する手段として活用していく必要がある。

- 里親やファミリーホーム養育者における被措置児童等虐待への対応については、里親の欠格事由も踏まえ（特に里親による被措置児童等虐待の認定とその後の対応が子どもに及ぼす影響など）、里親やファミリーホーム養育者が虐待に関する知識を持つようにしていくことに加え、里親支援機関（フォスタリング機関）等と連携して早期発見や虐待に陥らない養育を行うようにしていく必要がある。
- 被措置児童等虐待については、通告・届出として対応したものについて児童福祉審議会に諮り、児童福祉審議会が調査審議を行うこととなっている。被措置児童等虐待と思われる事案を把握した場合には、こうした対応が適切に行われるよう、ガイドライン等の見直しを行う。
- 全国的な状況把握にとどまらず、システム虐待としての観点からその解決に向けた具体的な取り組みを継続して国と都道府県とで進める。（制度やシステムに課題があるものについて都道府県レベルでの対応が困難なものがある。例えば里親における虐待認定の難しさゆえの事案潜在化など。）
- 保育・教育現場において小児性犯罪歴のある者の就労を防ぎ、こどもを性犯罪被害から守るための日本版DBSについて、社会的養護領域の就労もその範囲とすることを検討する。

1 2) 学校関係者の理解と協働がもたらす全ての子どもへの波及効果

各自治体の計画が実践されると、これから7～8年の間に施設のある学校だけでなく地域の各学校に分散する形で1人～数人の社会的養護や養子縁組された子どもが在籍する状況となることが予想される。これに応じるため全ての学校関係者が社会的養護の子ども特有のニーズや子どもが経験している世界・人間関係について知ることが必要とされ、また、家庭養護にある子どもにとって、学校は意見表明の場としてより一層重要な役割を担うことになる（これまで家庭や里親・ファミリーホーム等における虐待について、最初に子どもが学校で表明したにもかかわらずそれが問題解決につながらなかった例がある）。特に子どもアドボカシーが福祉現場から学校現場に拡大することは他の子どもにとっても大きな意義があると考えられる。

1 3) 障害を持つ子どもの社会的養護

社会的養護を必要とする子どもについては何らかの障害を持つ子どもが増えており、里親25%、ファミリーホーム47%、乳児院30%、児童養護施設37%（平成30年）である。一方で障害児入所施設の入所児童に占める被虐待児の割合については、福祉型で3割から5割程度、医療型で1.5割から4割程度となっており、全体では3割強となっている（平成28・29年度厚生労働科学研究事業「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」報告書）。わが国においては「社会的養護」について、障害児入所施設は含めずに議論されることも多いが、現状からすれば今後新しい社会的養育体制を構築するにあたって障害児への対応（例えば里親・ファミリーホームへの支援の拡充や創設など）も含めた十分な検討が必要である。

1 4) 増加が予想される外国籍の社会的養護の子どもへの対応

言語の問題、入管上の問題、実親との面会など、ケースごとに対応の異なる問題が生じる可能性があるため、社会的養護下にある外国籍の子どもの実情と課題の把握について検討する。



早稲田大学社会的養育研究所について

所長：上鹿渡和宏

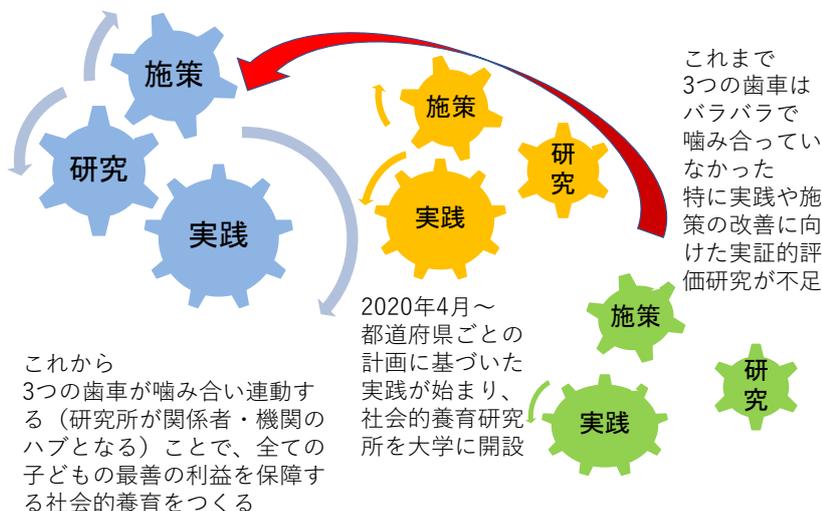
すべての子どもの最善の利益を保障するために
「子どものために」で終わらせず「子どもとともに」までつなげる
新しい社会的養育システムの実現に必要なエビデンスと
それに基づく実践展開、施策策定への支援体制の構築に取り組む

2016年改正児童福祉法に初めて子どもの権利について記載され、子どものために取り組みを進める際の子どもを聴くことの重要性がさらに広く認識されるようになりました。各自治体は国からの指示のもと、子どもの声を聴き、子どもにとっての最善の利益を考え実現するため2020年度から5年、10年の目標値を設定した具体的な計画を策定し、実践を始めています。さらに2022年の法改正を経て後半5年間における実践展開のさらなる発展が期待されています。今私たちは新しい社会的養育体制構築の大変革期にいると言えます。

子どものために始めた取り組みが、子どもにとってどのような結果をもたらしているか、子どもの声を聴き、成果を客観的に評価し実践や制度等に反映させる必要があります。2020年4月に早稲田大学社会的養育研究所を開設し、同年7月より日本財団の助成を受けて「研究」「実践」「施策」を連動させ、新たな社会的養育システムの構築に向けて必要な評価研究だけでなく、実践現場の様々なニーズに応じた情報提供やプログラムの開発・導入等にも取り組んでいます。

新しい社会的養育システムの構築に向けて必要な評価研究だけでなく、実践現場のニーズに応じた情報提供やプログラムの開発・導入等も社会的養育研究所の重要な役割です。また、令和3年度に引き続き4年度も厚生労働省の調査研究事業として社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究も大学研究機関として実施しています。

研究・実践・施策を連動させた社会的養育の構築



研究所ホームページ

<https://waseda-ricsc.jp/>

【研究所プロジェクト】

1.社会的養育に関するエビデンス・情報の整理・蓄積と提供

- ①海外文献の翻訳・紹介(オックスフォード大学・リーズセンター等)
- ②厚生労働省令和3・4年度調査研究事業として社会的養育推進計画の実践に向けた調査研究
- ③子ども家庭ソーシャルワーカーの養成のあり方に関する調査研究

2.新しい社会的養育実践に必要なプログラム・システム等の開発・導入

- ①里親候補アセスメント方法開発
- ②Skills to Foster(里親登録前研修) 日本版開発
- ③包括的乳幼児里親養育支援のためのプログラム開発、トレーニング・コンサルテーション実施に向けた準備
- ④フォスタリング機関評価方法の検討・開発(英国のオフステッドについても参照)
- ⑤親子分離予防ソーシャルワークの実態把握(全国母子生活支援協議会との共同研究)
- ⑥保護者支援プログラム活用促進に向けた取り組み

3.家庭養育推進自治体モデルプロジェクト実施のサポート・評価

- ①福岡市
- ②山梨県
- ③大分県

4.関係者ネットワークの構築と人材育成

- ①モデル自治体プロジェクトにおける官民関係者合同研修
- ②民間フォスタリング機関向け情報提供ネットワーク
- ③児童相談所里親支援担当(2022年10月研修会予定)
- ④自治体担当課関係者(厚労調査等を通して今後検討)
- ⑤西日本子ども研修センターあかしとの協働を検討中

5.子ども当事者の意見聴取、研究所事業への反映

6.関係者・機関、社会全体に向けての発信・協働の呼びかけ

- 英国のEarly Intervention Foundation、Barnardo's、Lumosなど海外の取り組みを紹介するオンラインセミナー開催など、(2022年11月米国Kemp Centerに関する研究会予定)
- 全国家庭養護推進ネットワーク(所長が幹事、FLECフォーラム共催・早稲田大学で開催)
- 全国子どもアドボカシー協議会(所長が理事、2022年5月研修会共催・早稲田大学で開催)

このような調査研究を実施する研究機関が少なくとも都道府県計画が実施されている期間(2020～2029年)には必須であると考えます。まずはこの間、研究所の継続を目指し、可能であればその後も継続して、関連領域の様々な専門性を持つ研究者、自治体・民間機関等に所属する方、民間シンクタンクでこの領域に関わる方等も研究員や客員研究員、招聘研究員として安定して関わることのできる研究所の体制を確立する必要があります。そして、他の専門領域(医学、心理学の他、現場で必要とされる諸領域)の研究者や研究機関、実践に関わる施設・NPO等民間機関、児童相談所や都道府県・市町村等自治体、また、施策策定に関わる国をつなげる役割を担う機関として、実践・研究・施策をしっかりと連動させて、子どもにとって最善の利益を保障する社会的養育の実現に貢献し続けたいと考えています。